

国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

目次

○ 国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）（抄）

改 正 案	現 行
（法第十三条第一項の政令で定める要件） 第十二条 法第十三条第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。 一 （略） 二 施設を使用させる期間が三日から十日までの範囲内において施設の所在地を管轄する都道府県（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあつては、当該保健所を設置する市又は特別区）の条例で定める期間以上であること。 三 （略） 四 施設の使用の開始時に清潔な居室が提供されること。 五 施設の使用方法に関する外国語を用いた案内、緊急時における外国語を用いた情報提供その他の外国人旅客の滞在に必要な役務が提供されること。 六 厚生労働省令で定めるところにより施設その他の厚生労働省令で定める場所に滞在者名簿が備えられ、これに滞在者の氏名、住所、職業その他の厚生労働省令で定める事項が記載されること。 七 法第十三条第一項に規定する特定認定の申請前に、施設の周辺地域の住民（施設を構成する建築物に居住する者その他の厚生労働省令で定める者に限る。）に対し、当該施設が国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供されるものであることについて、適切な説明が行われていること。 八 施設の周辺地域の住民からの苦情及び問合せについて、適切	（法第十三条第一項の政令で定める要件） 第十二条 法第十三条第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。 一 （略） 二 施設を使用させる期間が七日から十日までの範囲内において施設の所在地を管轄する都道府県（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあつては、当該保健所を設置する市又は特別区）の条例で定める期間以上であること。 三 （略） 四 施設の使用の開始時に清潔な居室を提供すること。 五 施設の使用方法に関する外国語を用いた案内、緊急時における外国語を用いた情報提供その他の外国人旅客の滞在に必要な役務を提供すること。 （新規） （新規） （新規）

九| かつ迅速に処理が行われること。
(略)

六|
(略)